

せいかつほご
生活保護のしおり

けんりぎむへん
権利・義務編



ハニワ部長

えんりよ 遠慮なくご相談ください！
そうだん

はっ こう | れいわ ねん がつ
発行 | 令和8年3月

堺市
SAKAI CITY

もくじ 目次

1 保護を受ける方の権利.....	1
2 保護受給中に受けられる減免制度.....	2
3 保護受給にあたり守っていただくこと.....	3
4 相談について.....	6
5 よくある質問.....	7

1 保護を受ける方の権利

保護を受ける方には次のような権利があります。

(1) 無差別平等（生活保護法第2条）

全ての国民は要件を満たす限り、保護を無差別平等に受けることができます。

(2) 不利益変更の禁止（生活保護法第56条）

正当な理由がなければ、すでに決定された保護について不利益に変更されることはありません。

(3) 公課禁止（生活保護法第57条）

保護金品について課税されることはありません。

(4) 差押禁止（生活保護法第58条）

保護金品や保護を受ける権利を差し押さえられることはありません。

(5) 福祉事務所の決定に不服があるとき（生活保護法第64条、生活保護法第66条）

保健福祉総合センター所長の行った保護の申請却下、変更、停止、廃止などの決定について、

不明な点があればケースワーカーにご相談いただけますが、なお納得できない場合は、決定を知っ

た日の翌日から起算して3か月以内（処分のあった日の翌日から起算して1年を超えることはできない。）に不服の申立てをすることができます。

※ 外国籍の方は、生活保護の準用による保護の適用についての不服申立てはできません。

ただし、法の適用を求める保護申請に対して行った決定（申請却下）に不服がある場合には、上記と同様に大阪府知事に対して不服の申立てをすることができます。

2 保護受給中に受けられる減免制度

保護を受給している方には、次のような減免制度があります。

なお、減免を受けるには申請手続きが必要です。詳しくは担当ケースワーカーにお問い合わせください。

種類	手続きする窓口
市民税・固定資産税	区役所市税の窓口・市税事務所
保育所の保育料	区役所子育て支援課
NHK放送受信料	区役所生活援護課
し尿くみとり手数料	区役所生活援護課
国民年金の保険料	区役所保険年金課
一般廃棄物手数料 (粗大ごみ等)	環境業務課（保健福祉総合センターを通じて申請）
軽自動車税 (種別割)	区役所市税の窓口・市税事務所 ※ 届出の上、認められたものに限り自動車の保有ができます。

3 保護受給にあたり守っていただくこと

(1) 譲渡の禁止（生活保護法第59条）

保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。

(2) 生活上の義務（生活保護法第60条）

- 働ける人は能力に応じて働いてください。

就労支援プログラムを利用することで効果的な就職活動が可能です。

ご利用については保健福祉総合センターにご相談ください。

- 健康に生活できるよう心がけ、病気のある方は通院のうえ療養に専念してください。
- 支出の節約を図り生活の向上に努めてください。

(3) 届出の義務（生活保護法第61条）

収入や生活の状況が変わったとき、または住所や世帯の構成が変わったときなどは、

速やかに保健福祉総合センターに報告してください。

届出が必要なものの例

- 収入が増えたり、減ったりしたとき
(あらたに年金や手当などを受けたときなど。臨時的な収入も届け出てください)
- 就職、退職、転職したとき (高校生等のアルバイトも含みます)
- 交通事故等、第三者の行為によって負傷されたとき
- 入院・退院、転院したとき
- 家族の人数が変わったとき (出生・死亡・転入・転出)
- 家賃や地代が変わったとき
- 健康保険などの制度の手続きをしたとき
- 各種手帳 (身体障害者手帳など) の取得・等級が変わったとき
- 海外に渡航するとき
- その他、生活の状況が変わったとき

- 収入等生計の状況については、保健福祉総合センターに報告がなかった場合、その間に受けた保護費 (介護費・医療費を含む。) を遡って返していただくことになるほか、報告を故意にしなかった場合には罰せられることがあります。このことは、資産や家族などのことについて事実と違った届出をした場合も同じです。
- 不正が悪質、巧妙であるとき、過去に保護費の不正受給を繰り返していたり、必要な調査に協力しないなどの状況があるときは徴収金の額に加算することもあります。

- 保健福祉総合センターでは毎年、課税の状況と収入申告額が一致しているかの確認作業を行っています。これにより届出のなかった収入が判明した結果、その間に受け取った生活保護費をさかのぼって返していただく事例がありますので、必ず収入申告書の提出を行ってください。
- 就労収入は適切に申告すればその一部を控除することができます。

(4) 指示等に従う義務（生活保護法第62条）

生活の維持、向上、適正な保護の決定のため保健福祉総合センターが行う指導指示には従ってください。従わない場合、生活保護を受けられなくなる場合があります。

4 相談について

お住いの区の保健福祉総合センター生活援護課に相談してください。

【連絡先】

区	住所	連絡先	公共交通機関
堺保健福祉総合センター 生活援護第一課 生活援護第二課	堺市堺区南瓦町3番1号 (市役所 本館2階)	TEL : 072-228-7498 FAX : 072-228-7870	南海高野線 堺東 南海バス 堺東駅前
中保健福祉総合センター 生活援護課	堺市中区深井沢町2470 番地7 (中区役所2階)	TEL : 072-270-8191 FAX : 072-270-8103	南海泉北線 深井
東保健福祉総合センター 生活援護課	堺市東区日置荘原寺町195 番地1 (東区役所2階)	TEL : 072-287-8110 FAX : 072-287-8117	南海高野線 秋原天神
西保健福祉総合センター 生活援護課	堺市西区鳳東町6丁600 番地 (西区役所3階)	TEL : 072-275-1911 FAX : 072-343-5050	JR 阪和線 鳳 南海バス 西区役所前
南保健福祉総合センター 生活援護課	堺市南区桃山台1丁1番1号 (南区役所3階)	TEL : 072-290-1810 FAX : 072-290-1818	南海泉北線 梅・美木多 南海バス 梅・美木多駅
北保健福祉総合センター 生活援護課	堺市北区新金岡町5丁1番 4号 (北区役所3階)	TEL : 072-258-6751 FAX : 072-258-6678	南海バス 北区役所前・しもつ池 OsakaMetro御堂筋線 新金岡
美原保健福祉総合センター 生活援護課	堺市美原区黒山167番地1 (美原区役所2階)	TEL : 072-363-9315 FAX : 072-362-0767	南海バス 美原区役所前 近鉄バス 美原区役所前

5 よくある質問 しつもん

<p style="text-align: center;">しつもん 質 問</p>	<p style="text-align: center;">かいとう 回 答</p>
<p>働きたいが仕事が見つからないときはどうしたらよいですか。</p>	<p>各種就労支援プログラムにより求職活動の支援を行っています。 詳しくは担当ケースワーカーにお問い合わせください。</p>
<p>届出が必要な収入は具体的にどのようなものですか？</p>	<p>毎月の給料、その他賞与や臨時的な手当、年金、恩給、手当、仕送り、生命保険等の給付金、補償金、国民健康保険等の還付金等です。</p>
<p>入院が長引く場合、生活保護費はどうなりますか？</p>	<p>居宅で生活していた方の入院期間が1か月以上になると、入院した翌月（1日に入院の場合は当月）から保護の基準が下がります。 その結果、保護費の返還が生じる場合がありますのでご注意ください。</p>
<p>年金を遡ってもらえることになった場合、どうなりますか？</p>	<p>年金の受給権を取得した日以降の生活保護費に対する返還金として返していただくこととなります。</p>
<p>指導指示は具体的にどのような場合にされるのですか？</p>	<p>働くことができるのに働こうとしない場合、活用できる資産の活用、受け取ることが可能な年金などの申請手続きを拒んでいる場合、担当ケースワーカーの家庭訪問および必要書類の提出や収入に関する届出を拒んでいる場合等です。</p>